

## 今後の汚水処理のあり方に関する検討会 有識者等委員会（第5回）議事概要

1. 日 時：平成23年7月22日(金) 18:00～20:00

2. 場 所：農林水産省本館7階 第3特別会議室

3. 出席者：

### ○委員

岡田教授（座長、放送大学）、井手教授（慶應義塾大学）、須藤教授（東北大学大学院）、  
高橋教授（石川県立大学）、花木教授（東京大学大学院）

### ○あり方検討会メンバー

田名部農林水産大臣政務官（代理出席）、津川国土交通大臣政務官、樋高環境大臣政務官

4. 議事概要

#### 【政務官あいさつ】

##### ○田名部政務官

これまで地方自治体から意見を頂くなど闊達な議論をいただいているところ。引き続き今回、次回最後の当委員会においても有意義な議論になることを、心よりご祈念申し上げる。

##### ○樋高政務官

ついに来週をもって一つのとりまとめができるのは、大変大きな一石になる。よい成果を出していきたい。

##### ○津川政務官

本日は今後の早期整備を目指した計画論について御議論いただきたい。今後のあるべき論だけでなく、実際の運営・経営について現場の現実味のある御議論をしていただきたいと思う。

#### 【前回資料のとりまとめについて】

##### 資料1、資料2について説明

○資料1「汚水処理施設の効率的な整備（含む施設の老朽化対策）や維持管理推進のための手法（含む連携）はどうあるべきか」は、前回（第4回有識者等委員会）事務局説明資料に委員からの意見を踏まえ、再整理した資料として説明。以上の内容でよろしいか確認いただきたい旨、説明。

○資料2「健全な経営に関する対応（手法）はどうあるべきか」は、前回（第4回有識者等委員会）事務局説明資料に委員からの意見を踏まえ、再整理した資料として説明。以上の内容でよろしいか確認いただきたい旨、説明。

【座長より】

○前回欠席されたが、自治体経営の専門家である井手先生より資料2について意見を伺いたい。

【委員】

○雨水公費汚水私費という原則において、地域間の財政格差は使用料で補填せざるを得ない仕組みになっているのは問題であり、再配分効果の大きいような繰出基準をきっと手厚くしていく発想を持っておくことが大事。その意味では、高資本費対策や、広域化及び共同化を推進することで効率的経営を可能にしながら、やむを得ないところは使用料を値上げするという、公費負担と使用料のパッケージを考えるべき。

○他方、長期的には下水道ネットワークの縮小を考えざるを得ないのではないかと考える。ネットワークの縮小と併せて、前述の繰出基準の拡大なり交付税措置等をセットで進めていくべき。

○公的資金補償金免除繰上償還制度について

- ①この制度を活用していない地方公共団体については公営企業健全化計画の提出義務等が足かせになっている可能性があり、どういった理由で活用していないのか考  
える必要がある。
- ②この制度を利用できるのが年利5%以上の公的資金に限定しているのは疑問。
- ③市場から借りている債務について、地方公共団体金融機構からさらに低利回りで借  
り換えることができるよう検討すべき。

【委員】

○霞ヶ浦の水質保全（第6期・湖沼水質保全計画の策定）には、生活排水処理対策を進  
捲させるのが重要。古いタイプの浄化槽では脱窒、脱リンができないため、下水道や農業集落排水に切り替えないと霞ヶ浦の水質保全を達成できない。しかし、集合処理への切り替えがうまく達成できていない。住民にとっては水洗化が済んでいるため、集合処理への接続へのモチベーションがない。眼の前の水洗化というものではなく公共用水域の水質保全のためには、意識啓発をうまく行って接続率を延ばす必要がある。

**【座長より】**

○以上で、資料1、2について確認、追加質問等はよろしいか。本日はこれで了解とする。なお、内容について不適切、又は考えが変わった点などあれば、後日でも構わないでの意見をいただきたい。

**【ディスカッション】：都道府県構想はどうあるべきか**

○資料3「都道府県構想はどうあるべきか」を説明。資料を一つにとりまとめており、資料の説明については国土交通省より行う。

**【委員】**

○都道府県構想を策定して事業を実施していくことは大事。

○公共用水域の保全といったような、すぐ身の回りの水ではなく遠くの水域保全に対する事業であると、どうしても一般家庭が積極的になるための動機付けが乏しい。そのためには、公共が責任を持つことが必要であり、長期的な構想ができるようなかたちを都道府県で考えていくべき。

**【委員】**

○都道府県構想等の考えに異議はない。ただ、約2000万人が未処理排水をしている状況であり、都道府県構想を策定する前にどこに汚れが集中しているのかを解明し、そこを従来から制度化されている生活排水重点地域として指定し、下水道なり農集なり浄化槽を投入して改善していくよう集中していくべきではないか。整備の優先順位をつけて整備していくことが重要。

**【委員】**

○コスト比較を行う場合は建設費と維持管理費の単純コスト比較ではなく、地域の実情に応じ、処理性能も含めた比較を行うべき。

○汚水処理施設を整備しトイレを水洗化することは21世紀の時代では国民全てが享受すべき、憲法に規定されている国民全てが健康で文化的な生活を享受する基盤としての条件。都道府県構想はコストだけで議論するのではなく、シビルミニマムを示したものとして存在すべき。

**【委員】**

○説明されている「最適性」というのは、経済学的な意味合いが強いと思われる。しかし、整備に経済性が必要であることは認めたうえで、コストには還元できないような社会的な便益を考えるという発想も必要ではないか。生活環境の改善や人々の絆の強化など地域社会に与える影響等、経済的に表現できない部分を効率的に捉えた社会的な便益を表現していくことが重要なのではないか。

**【委員】**

○「最適」とはなにかについて、もっと具体的に整理することができないか。

**【事務局】**

・経済的に表現できない部分については、便益として定量的には整理できているものもあるが、定量的には示すことはなかなか難しいのが現状。

**【委員】**

○最適という評価を整理する際には、健全な水循環に対してどうなのか、生態系の保全に対してどうなのかなど、水域に対してどれだけ影響があるのか等、費用に示せない上記のようなものに対して最適な規模や水質を考えるべき。数値で入れなくてもいいからそのような観点を踏まえてほしい。

**【委員】**

○数値化できるものは市場で提供や購入可能である。マーケットで購入できないもの、つまり数値化できないものを提供することが政府に対する信頼やありがたみを生むことになるのではないか。それが納税意欲を生むことになるのではないか。

**【座長より】**

○次回までに、上記の便益関係の評価について、現時点で説明できる範囲でいいので資料を用意して欲しい。

**【ディスカッション】** : ・効率的な早期整備の手法はどうあるべきか

　　・効率的な早期整備に関して国の支援はどうあるべきか

　　・効率的な早期整備のための事業主体はどうあるべきか

（自治体の責務、住民負担の公平性など）

○資料4-1を説明（国土交通省からの資料説明）

○資料4-2を説明（農林水産省からの資料説明）

○資料4-3を説明（環境省からの資料説明）

**【委員】**

○クイックプロジェクトが安くて早く整備できるというならば、市街地のような従来の場所でも使用してよいはず。そうしないのはどちらかというと地域限定、例えば中小市町村向けの技術というか、今後の将来の社会情勢の変化に強い技術というのがメリットなのか。一方で、クイック配管（露出配管）などは寿命の問題があるのでないか。

**【事務局】**

- ・クイックプロジェクトの採用は、日本全国で進めていくというよりも、地域によって採用できるところでは採用してもらうといった地域の実情にあわせたローカルルールとして考えている。

○処理水の循環利用が進んでいるのは農集のポイントだと思うが、そのまま処理水を農地に利用する場合には窒素等の成分が問題として生じないのか。

**【事務局】**

- ・小さな系の中での再利用はコストがかかるため、処理水の再利用という意味は、処理し排水路等へ放流した水を、下流側の地区で取水して再度利用するという広い意味での再利用。また、放流先の水路の生態系の維持ができるという効果もある。水質については、瀬戸内海や東京湾等の水質基準が示されている地域では、窒素やリンについてもその基準をみたして放流している。

○浄化槽に対してはもっと国の支援を強くするように進めていかないと、寿命が 20～30 年程度しかない単独浄化槽が耐用年数を越えても入替もせずに、そのまま使われ続けるのではないか。

**【事務局】**

- ・環境省としては市町村設置型をすすめたいとも考えているが、市町村の事務負担が増えるため一概に実施するには困難もある。そのため、環境省としてはソフト的な支援も含め、支援を考えている。

**【委員】**

○どの汚水処理施設であっても共通の問題として、水と汚泥の再利用を如何に進めていくかというのが課題。水の再利用の例としては、環境省の 5 号館のトイレ用水は建物内の地下で大型浄化槽を用いて処理し、またトイレ用水として再利用しているが、そのような水の循環を進めて欲しい。

○下水道のクイックプロジェクトは、安く早くできるも耐久性がなければ、結果的に意味がないのではないか。

**【事務局】**

- ・下水処理水は都市内水源と考えているが、費用等の課題もあり、まだまだ再利用率は低いところ。今後は、より一層再利用を進めて行くように技術開発等も行っていきたい。

また、汚泥の有効利用についてもセメント原料がほとんどであるが、リスク分散も考え複数の手段等で実施していくべきと考える。バイオガス利用や汚泥燃料化も一つの選択肢と考えている。

- ・ クイックプロジェクトの採用は、日本全国で進めていくというよりも、地域によって採用できるところでは採用してもらうといった地域の実情にあわせたローカルルールとして考えている。なお、耐用年数について、露出配管については今後も注意していく話であるとは考えているが、他の技術については支障ないと考えている。

○ 農業集落排水については汚泥等の再利用がその農村地域内で完結してきていない。農業集落排水の当初の考えは、農村地域内で全てを循環処理する考えだったはず。それができなくなってきたいる理由を教えて欲しい。

#### 【事務局】

- ・ 基本的には、生活排水の処理を行うことで排水路の水質をよくする、それを再利用する或いは汚泥のリサイクルということについての基本的な考え方は、変えているわけではない。
- ・ 小さな施設で単独で行うとコストがかかるところでは、まとめて再利用を行うことが効率的な場合もあり、地域の実情に併せ対応している。

○ 净化槽の国庫補助率が下水道や農集に比べて低いのはなぜか。同じように生活排水を処理しているのであれば、補助率も同じにすべき。

○ もっと単独浄化槽が水環境によくないということを強く主張していくべき。環境に対して興味を持っている人が増えている今こそ、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換のチャンスと考える。

○ 既に設置してある個人設置型合併浄化槽をまとめて市町村設置型として取り込むことが可能なのか。また、可能であればそうすべきではないか。

#### 【事務局】

- ・ 浄化槽の国庫補助は、循環型社会形成推進交付金によって市町村に対して交付されているが、同交付金で補助対象になっている汚水処理系の廃棄物処理施設の補助率が従来から1/3であったことから、浄化槽に対する補助率もこれに併せて設定された経緯がある。
- ・ 既に設置している個人設置型合併浄化槽を、寄付採納という形で市町村の財産にし、市町村管理下に移している事例は存在する。国として制度を設けたものではなく、自治体の自主的な取り組みとなり、実施に当たっては維持管理費用の負担を考慮して自治体にて判断される。

**【委員】**

- クイック配管については、地震或いは土砂崩れ、水害などの自然災害には非常に弱いものと危惧。
- 汚水処理施設は、下水道或いは集落排水施設等の集合処理で進め、地理的条件等で集合処理が出来ない場合、合併浄化槽で整備することを基本とすべき。
- 極論になるやもしれぬが、個人設置型浄化槽への国庫負担、地方負担をなくした上で、自治体の責務として市町村設置型とし、市町村設置型への国庫負担、地方財政措置については他の汚水処理事業と同等とすべき。
- 今後接続率向上していく、或いは効率的な早期整備を図るために経済的にも水質保全的にも個人設置型の浄化槽を出来るだけ集合処理部分に組み入れるための施策を考えるべき。

**【委員】**

- 市町村アンケートの結果等資料の中には、補助率アップと財政支援が大きく目立つ。しかし、地域の行政が変革していかないと予算の配分は結局既存体制のままのため、現行と変わらない。
- 大都市はもっと都市計画税を投入していくべき。そのためには、各自治体において全て税投入に対して、説明責任の場を持つべき。
- 農集の中で、設計時から住民が参画し接続率が向上したということはすばらしいことだが、一方で参加を強制されている可能性はないのか。

**【座長より】**

今回の資料を本日委員から頂いた意見をもとに、次回までにとりまとめること。それを次回の委員会で確認する。

**【事務局】**

次回は、1週間後の7月29日。テーマは「今後の汚水処理のあり方について」ということで各委員よりプレゼンをしていただきたい。

**【政務官】**

○本日も熱心な御議論・御指摘ありがとうございます。次回で最終。次回は各先生より思いの丈を話しきっていただきたい。